

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	基幹系-基盤運用および運用全体統括業務
発 注 課	システム管理課
選 定 事 業 者	札幌総合情報センター株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務である基盤システムの運用作業では、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）が独自に開発した産総研包括フレームワーク（以下、「AIST包括FW」）をベースに札幌市、産総研及びSNETの三者共同研究により拡張・追加した産総研包括フレームワーク札幌市版（以下、「AIST包括FW札幌市版」という。）を修正及び改変する作業が含まれる。AIST包括FW札幌市版については、知的財産の流出を防ぐ必要があることから、札幌市、産総研、SNET及び産総研から産総研技術移転ベンチャーとして、唯一、AIST包括FWの技術を用いた情報システム開発等の各種支援をすることが認められているピースミール・テクノロジー社（以下、「PMT社」という。）のみが修正及び改変を行うことが可能である。</p> <p>しかし、産総研については、国立研究開発法人産業技術総合研究所法第11条の規定により受託することができないこと、PMT社については、産総研技術移転ベンチャーとしての設立目的から受託することができない旨の意思表示があったことから、本業務を履行できるのは当該業者のみとなる。</p> <p>したがって、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」第11条第1項第1号に該当するため、当該業者を特定して随意契約することが妥当である。</p>	
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）
決 定 日	平成31年2月21日